

総務厚生委員会 委員長 吉住山内 副委員長 近藤山田	龍貴芳 三史人 新能	竹山俊郎 吉住威三美	山内政夫 吉福弘美
産業建設文教委員会 委員長 綾香 副委員長 大池針	浩謙吾 良謙巳 直美	井元宏三 松尾実	神田全記 松口茂生 辻賢治



委員長報告全文はこちらをご覧ください。

## 総務厚生委員会レポート 産業建設文教委員会レポート

# 令和6年度からの市の組織体制や平戸文化センターの指定管理、あづち大島いさりびの里の改修事業などを議論

### 総務厚生委員会

組織改編に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について



**説明** 企画財政課の業務量が増えており多岐にわたることから、令和6年度から企画課と財政課に分け所管業務を整理するもの。

**Q** 「協働によるまちづくり」を総務課から、新設する企画課へ移管することとしているが、公共交通施策業務は総務課に残っている。交通弱者に対する移動支援などを行っているまちづくり協議会の担当業務が企画課に移管することで、交通施策としての連携がしづらくなり、業務に支障があるのではないかと。  
**A** 交通施策は重要であることは十分認識している。担当部署が変わっても、これまで同様しっかりと連携を取り、行政サービスが低下しないように努めていく。

### 産業建設文教委員会

令和5年度  
平戸市あづち大島いさりびの里  
事業特別会計補正予算（第2号）

**説明** 令和5年10月25日に国の「宿泊施設の高付加価値化改修事業」の交付決定があり、施設の改修事業に伴い、工事費および工事監理委託料の債務負担行為を行うもの。令和6年12月31日の支払い完了までが当該事業の補助対象となっており、令和6年度当初から工事に着手したいため、令和5年度中に契約を締結したい。

**Q** 令和6年3月に契約相手を選定のため入札を予定しているようだが、世界情勢の影響で資材高騰がある中、入札不発となつて今年度内に契約できない場合は、どのような想定をしているのか。  
**A** 入札不発になることも懸念されることから、入札の時期を令和6年2月末に前倒すことも考えている。入札不発で予定より遅れて契約となつた場合でも、令和6年末の支払い完了に向け、落札業者とも協議しながら進めていきたい。

令和5年度平戸市一般会計  
補正予算（第7号）中、  
「移住定住環境整備事業」

**Q** 本市への新規転入者に対する支援として、中古住宅改修費用やUターン者促進住宅改修費用の補助を行っているが、補助率は対象経費の2分の1以内、引越越しなどの移住費用に対する補助は対象経費の3分の2以内としているが、それぞれ上限額を設定しているが、一律に上限額を補助しよよいのではないかと。  
**A** 取得する住宅については個人の財産となり、一定の自己負担は必要との考えから補助率を設定している。申請状況を見ると、移住費用などは上限額に満たないケースもあるが、上限額は近年の物価高騰の影響もあるため、今後の申請状況を勘案しながら必要に応じて考えたい。

指定管理者の指定について  
（平戸文化センター）  
および関連補正予算について

**Q** 当該施設に係る債務負担行為（※）に関して、その中の指定管理料が4年前と比較して増額になっている。その要因は。  
**A** 電気料の大型割引がなくなることや人件費の高騰、舞台用の消耗品

物品購入契約の締結について  
（小学校指導書）

**Q** 令和6年度の小学校教科書改訂に伴い、教職員用の指導書を購入するため物品購入契約を締結したいとのことだが、契約相手方の選定に際して随意契約で1者しか選定していないのは独占禁止法に違反しないのか。  
**A** 教科書発行者は「教科書の発行に関する臨時措置法」により、教科書を発行する義務に加え、各学校に供給するまでの責任も負っており、指導書についても教科書同様、「教科書・一般書籍供給会社」および教科書取扱書店と供給契約を結んで、全国的に安定的な供給体制を整えている。市内には教科書取扱書店が1者しかない上、定価でしか販売できず、指定学校以外分の取り扱いはしていないことから、独占禁止法には抵触しない。



購入、事務機器のレンタル、館内監視カメラの設置などが主な要因。施設の管理に必要な予算と判断した。  
**Q** 指定管理料算定の際、自主事業は含めないこととしているようだが、公共施設を利用した自主事業については、収入の一部を算定額に含めるか、指定管理者に利用料を払ってもらうよう考えるべき。当該施設に限らず、今後の公共施設の指定管理のあり方を検討すべきではないかと。  
**A** 指定管理制度の担当部署である総務課とも協議のうえ判断したい。

**意見** これまではコロナ禍により制限され実施できなかった事業もあると思うが、今後はさまざまな自主事業によりこの施設を活用し、平戸を盛り上げてもらいたい。公共施設は、市民など利用者にとって魅力的な施設であるべきであることから、施設の練習利用や休館の考え方については、市と指定管理者と十分な協議が必要である。  
**A** 市民が利用しやすい環境となるよう指定管理者と前向きに協議をしていきたい。

（※）債務負担行為：予算は単一年度で完結することが原則だが、単年度で終了せず後の年度でも負担しなければならぬ場合に、あらかじめ後の年度の債務を予算で決めておくこと。

令和5年度平戸市一般会計  
補正予算（第8号）中、  
「水産業競争力強化緊急施設整備事業」

**説明** 平戸市漁業協同組合が所有する白浜製水施設は、耐用年数が経過しており、故障・不具合によって、特に夏場において漁業者への十分な給水ができていない。現在、他地区からの水購入や操業制限などを余儀なくされている状況であるため、国の経済対策補正予算を活用して、施設の一部改修を行うもの。

**Q** 今後、水の販売価格は安くなるのか。その方向性は。  
**A** 本事業は国の補助を受けるため、事業評価を3年度および5年度に実施することになる。その結果を見ながら、今後十分に運用ができることと確認できれば、水価格を安くすることに対して前向きに検討していただくよう、漁協とも協議していきたい。

